

鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金に係るQ&A

2026/4/17更新

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
1	申請	市内に複数の事業所があるが、事業所ごとの申請は可能か	事業所ごとの申請は不可です。1回の申請でまとめて複数事業所設置分の申請を行うことは可能です。	
2	申請	1社で複数の交付決定を受けることは可能か	不可です。1事業者あたり交付は1回のみです。	
3	申請	交付決定を受ける前に着手することはできないか	原則不可ですが、交付申請の際に事前着手届を提出することで不備なき申請書の受理日以降から着手可能とすることができます。（交付決定を担保するものではありません）	
4	申請	交付申請書の提出から交付決定までの所要日数は	不備の無い申請の受理後、標準1～2週間程度要します（申請が集中した場合はこの限りではありません）。発注を急ぎたい場合は交付申請時に事前着手届をご提出ください。	
5	申請	省エネ診断における「有資格者」とは具体的にどのようなところが該当するか	一例としては、「鳥取県登録省エネ診断員」や「（一社）エネルギーマネジメント協会が発行する『省エネ診断員認定証の所有者』」が該当します。詳細は各HPをご確認ください。 鳥取県登録省エネ診断員⇒ https://www.pref.tottori.lg.jp/310047.htm （一社）エネルギーマネジメント協会⇒ http://www.enea.jp/page11.html	
6	申請	市内に本社（本店）とは別に事業所（店舗など）がある場合、本社（本店）が1年以上事業を営んでいれば別の事業所等も対象となるか	「本市で1年以上事業を営んでいる事業所」が対象となりますので、事業所単位で判断いたします。そのため、 <u>申請の対象となる事業所（店舗）が本市で1年以上事業を営んでいる必要があります。</u>	
7	申請	『省エネ設備への更新』を補助対象事業とする際の交付申請に必要な添付書類「その他省エネ効果がわかるもの」とは具体的に何か	補助対象設備の性能がわかる仕様書や一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下SII）が公開している『省エネ計算プログラム（ https://syouenekeisan.sii.or.jp/ 【出典：SIIウェブサイト】）を用いて、改善提案で対象になっている設備と導入予定設備の性能を比較し、導入予定設備の方が省エネ効果が高いことを示す資料（省エネルギー最適化診断の改善提案によらない場合）等を指します。	R8/4/17追加
8	対象事業者	どのような事業者が対象となるか	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者等かつ、日本産業分類(中分類)による農業、林業、漁業、水産養殖業以外の業種を営んでおり、以下に該当する事業者が対象です。 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、個人事業主（開業届を提出して事業を行い、令和7年分の確定申告を行っていること）	
9	対象事業者	個人事業主で確定申告を行っていない場合はどうなるか	確定申告を行っていない場合は、1年以上本市で営業していることが確認できないため申請できません。	

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
10	対象事業者	これから鳥取市に新しく事業所を増設する際に必要な設備として省エネ設備を導入するにあたり、申請は可能か	省エネ設備は補助対象外ですが、「本市で1年以上事業を行っていること」など要件を満たしていれば、再エネ設備に関しては補助対象となります。その場合、 <u>新設建屋の年間エネルギー量の予測値を出し、CO2削減量を計算してください。また、その予測値の根拠となる資料を申請時に添付してください。</u>	

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
11	対象事業者	市内で移転を予定しており、移転と同時に設備を省エネ設備に更新する場合、申請は可能か	省エネルギー最適化診断に基づくものであれば対象となります。ただし、移転にかかる工事費等は補助対象外です。 <u>見積書・請求書等で、更新に係る費用と移転にかかる費用が同じ項目（合算）にならないようご注意ください。（明瞭でないものは補助対象外とします。）</u>	R8/4/17更新
12	対象事業者	本社（本店）が市外にあるが、申請は可能か	市内に事業所があれば申請可能です。	
13	対象設備・事業	住居兼事務所としている空間に設置する設備は補助対象となるか	補助対象外です。	
14	対象設備・事業	自宅を事務所としている場合に補助対象となる例はあるか	居住用スペースと事業用スペースが明確に分けられており、図面において居住用スペースに設置しないことを示せる場合は補助対象となる場合があります。申請前にご相談ください。	
15	対象設備・事業	市外に設置する設備は補助対象となるか	補助対象外です。	
16	対象設備・事業	付属品（オプション）の追加は認められるか	設備本体と可分な付属品や消耗品等は認められません（例：油脂類、予備の消耗品、性能・機能向上等を目的とした付属品、設備の稼働において付随的に必要となる治工具等）	
17	対象設備・事業	既存設備の台数よりも更新設備の台数を増やすことは可能か	更新前後で台数の増減があったとしても、省エネルギー最適化診断に改善提案として記載のある場合は補助対象となります。	
18	対象設備・事業	中古品やリース品は対象となるか	補助対象外です。	
19	対象設備・事業	調達先（製造メーカー等）からの納入が遅れ、実績報告期限内に納品ができない場合はどうなるか	補助対象外となります。申請者の責めに帰さない事由（社会情勢等による影響等）であっても、期限内に納品及び支払が完了できない場合は補助対象となりませんので、交付申請前によくご確認ください。	
20	対象設備・事業	申請者が貸主（オーナー）として賃貸している事業所の設備を省エネ設備に更新する場合、補助対象となるか	申請者と設備の所有者及び電力需要者が同じかつ同一人格である場合は補助対象です。（例えば代表者が同一人物であっても、個人・法人の人格が同一でない場合は補助対象外となります。）	
21	対象設備・事業	建屋（工場等）を賃借しているが、賃貸物件に備え付けられている設備を省エネ設備に更新する際に、本補助金は利用できるか	補助対象外となります。省エネ設備への更新は設備の所有者以外は申請できません。	
22	対象設備・事業	省エネ設備への更新の場合、更新した既存設備は必ず廃棄する必要があるか	本補助金の趣旨はエネルギー消費量の削減を行うために、既存設備を省エネ設備に更新していただくことを目的としており、設備の増設は一般的に事業所のエネルギー消費量増加につながるため、廃棄等を行っていただく必要があります。	

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
23	対象設備・事業	省エネ設備への更新の場合、更新した既存設備はいつまでに廃棄する必要があるか	原則、設備導入と同時に廃棄する必要があります。	
24	対象設備・事業	カタログ等を提出する際は該当ページを提出すればよいか	該当機種等が分かるようマーカー等で印をつけてください。	
25	対象設備・事業	同一設備において他の補助制度と併用は可能か	鳥取県の再エネ・省エネに係る補助制度（鳥取県省エネ・再エネ導入支援事業補助金）のみ併用が可能です。	
26	対象設備・事業	逆潮流を防止する装置の設置が難しい場合、発電された電力を無償で提供する契約を結ぶことで補助対象とすることができるか	補助対象外です。	
27	対象設備・事業	省エネルギー最適化診断は、該当部分のみでよいか	事業所全体でもらうのが望ましいですが、該当部分のみで診断・比較が可能であればそれでも構いません。	
28	対象設備・事業	投資回収見込期間の算出方法について	$(\text{補助対象経費} - \text{市補助金額}) / \text{使用料金削減見込額}$ で算出します。	
29	対象設備・事業	V2Hシステム（充放電設備）は、再エネ設備の新増設における補助対象となるか	補助対象となります。	
30	対象設備・事業	省エネお助け隊による省エネ診断は国からの補助が出るが、その費用は補助対象経費とすることはできるか（補助金の併用に該当するか）	省エネお助け隊による省エネ診断の場合、国からの9割補助は省エネお助け隊に対する補助となり、事業者様が直接補助を受けるものではございません。 そのため、実際に支払われた費用（診断費用の1割分）は補助対象経費として取り扱うことができます。	
31	対象経費	自社で施工する場合の工事費、処分費は補助対象経費となるか	補助対象外です。	
32	対象経費	省エネ設備への更新に伴い、設備本体の設置工事以外で生じた工事費等は認められるか	設備更新に伴う電源工事等や設置面や壁面の補強工事等の必要最小限の範囲で認められますが、設備更新と同時行う事業所内のレイアウト変更（設備設置場所の変更）等による電源工事や補強工事、クロスの色合わせ等による全面張り替え等は認められません。	
33	対象経費	有効期間が切れている見積もりは提出書類として有効か	無効です。近年、原材料価格等の高騰で価格が短期間で上昇することがありうる為、最新の見積を取得してください。※交付決定後に補助対象経費の増額が判明しても、補助金の増額変更はできません。	
34	対象経費	見積書の内容について注意点はありますか	「〇〇工事一式」や「△△費用一式」、「諸経費」等といった内容や費用の内訳が不明な見積書は不可 です。全ての品目や工事内容ごとに金額が記載されているものを取得してください。不明瞭な部分がある場合は当該経費または全ての経費が補助対象外となる可能性があります。	

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
35	対象経費	廃棄費用についても見積書が必要か	設備導入工事と同一業者に依頼する場合は、設備導入工事の見積書に記載ください。別業者に依頼する場合は提出は任意としますが、正確な金額の把握のため見積は取得してください。	
36	対象経費	相見積もりは必要か	添付資料として提出する必要はございませんが、相見積もりや見積合わせ等により最低限の経費で事業を行うよう努めてください。（市場価格と大きく乖離した費用については補助対象外となる可能性があります）	
37	対象経費	値引きがある場合の取扱いはどうなるか	補助対象経費から値引き額を控除します。	
38	対象経費	設備の更新による売却及び下取り益がある場合の取扱いはどうなるか	補助対象経費からその額を控除します。	
39	対象経費	費用にメンテナンス料や保守料が含まれている場合の扱いは	当該費用は補助対象となりません。補助対象経費とは明確に区別されて記載されている場合は、当該経費を除外して計上してください。設備本体費用等に当該費用が含まれており区別が困難な場合は設備本体自体が補助対象外となります。	
40	対象経費	工事業者の宿泊費については補助対象経費となるか	補助対象外です。	
41	対象経費	費用を支払ったことを示す資料の例は(支払に係る挙証書類の例は)	<p>以下のような「振込日(資金移動日)、振込先、振込額、振込手数料」が分かる資料のご提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関窓口で支払った際の振込依頼書の写し（金融機関の受付印があるもの） ・通帳の写し（振込先名が記載されている場合） ・【ビジネスインターネットバンキング等の場合】①実行結果の控え&②資金移動日以降に出力した入出金明細 ・【総合振込の場合】①補助対象経費の支払い分が掲載されているページ&②その他振込分と合わせた資金移動合計額が記載されているページ&③資金移動合計額が記載された入出金明細 <p>※支払い後に発注先から領収書が発行される場合がございますが、本補助金では領収書は挙証資料として認めません。必ず金融機関が発行した帳票類を提出してください。</p>	
42	対象経費	銀行振込に係る振込手数料は補助対象となるか	<p>補助対象外です。振込手数料を相手方負担とした場合、振込手数料の税抜部分の額を値引きがあったものとして、補助対象経費から控除します。</p> <p>(例：税込11,000円の請求に対し、振込手数料550円(税込)を引いた10,450円を振り込んだ場合、補助対象経費は10,000円－500円＝9,500円となります。)</p>	
43	対象経費	導入設備の発注先から補助事業外の発注分を別で請求されており、補助事業分と合算して振込を行いたいがよいか	一律に妨げるものではありませんが推奨はしません。合算して支払った場合、補助事業分の請求額と振込額が一致しないため、補助事業外の請求書もご提出いただき、請求書の合算額が振込額と一致していることを示していただく必要があります。	

SEQ	カテゴリ	問い	回答	備考
44	対象経費	自社製品は補助対象となりうるか	補助対象となります。ただし、補助対象経費の額は製造原価での算定となります。	
45	対象経費	補助金の概算払いは可能か	不可です。	
46	発注・契約	交付決定前に既に発注（契約）している設備も補助対象となり得るか	原則補助対象外です。実績報告の際に、契約書又は発注書の写し等をご提出いただきますので、事前着手に該当した場合は、交付決定を受けている場合であっても補助対象外となります。 ただし、交付申請の際に事前着手届を提出した場合は、申請書の受理日から交付決定日前日までに着手した事業においても補助対象とします。	
47	発注・契約	交付決定前に経費の一部又は全部を既に支払っているが、設備の納品等が行われていない場合の経費は補助対象となるか	手付金等を支払っている時点で既に着手していると見なされますので、事前着手届が提出されていない場合は補助対象外です。（手付金及び残額いずれも）	
48	発注・契約	設備の調達や工事依頼において、市内発注や県内発注等の制限はあるか	可能な限り市内又は県内企業に発注することが望ましいですが、制限はありません。	
49	事業実施	事業完了とは何を指すか	補助対象設備の納品及び設置(設備処分費用を計上する場合は更新設備の廃棄)、補助対象経費に係る支払がいずれも完了した時点を指します。	
50	事業実施	実績報告の際に提出する写真は現物写真でなくても良いか	納品された事実を確認するために提出いただくものであり、必ず事業所に設置された現物写真をご提出ください。（インターネット上の写真等を転用していることが判明した場合は納品されていないものとみなし、補助対象外となります。）	
51	事業実施	交付決定後に補助対象設備を変更（導入設備、数量）したい場合の手続きについて	エネルギー削減量の変更が起きる場合のみ、変更承認に関する手続きが必要です。なお、補助対象経費の増額が生じたとしても、補助金の増額は認められません。また、 <u>変更手続きを経ずに導入設備の変更等を行った場合は、補助対象設備として認められず、補助対象外となる場合があります。</u>	
52	事業実施	省エネ設備の導入及び支払は終えたが、更新設備の廃棄が令和8年12月25日までに完了しなかった場合はどのような扱いとなるか	実績報告時に廃棄等を証する書類を提出していただく必要があります。 <u>廃棄等を証する書類を実績報告期限日を超えて提出した場合は、省エネ設備への更新に係る事業全体が補助対象と認められませんので、十分ご注意ください。</u> ※廃棄費用を補助対象経費に計上せず廃棄が令和8年12月26日以降となる場合であっても、同様です。実績報告期限日は12月25日（金）となりますので、期限を超えないようご注意ください。	
53	事業終了後	補助事業で取得した財産を処分することはできるか	本補助金の交付を受けて取得した設備は原則、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数に相当する期間までは、処分等を行うことはできません。（市長の承認を得た場合を除く。※補助金返還の可能性があります。）	